平成２８年（フ）第１８６２号
名古屋市中村区横井１丁目163番地
破産者　清水　貞昭
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４０７号
大阪市鶴見区放出東２丁目８番27号　ＳスターⅠ　106、前住所大阪市西区千代崎１丁目２番19号　201
破産者　森本明日香
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３５号
大阪市東成区大今里１丁目31番12号　アクセル今里　206号
破産者　高原俊子こと　髙　　俊子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４３号
大阪市東住吉区今林２―11―22、住民票上の住所大阪市住之江区御崎５丁目２番22号　スガオマンション　402号
破産者　木下　信助
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４０２号
大阪府東大阪市中新開２―13―35　モア・ライフ904号、開始決定時大阪府東大阪市島之内２丁目４番35号
破産者　ワークナカジョウこと　仲条　吉雄
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７５号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―320号
破産者　柴尾　　貢
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４７８号
大阪市北区同心１丁目９番20号　ノバカネイチ同心町　503号室
破産者　Ｔｗｉｎ　Ｂａｃｃｈｕｓこと　武内　晃一
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７２号
大阪市城東区成育２丁目１番１号　堀ビル201号
破産者　中島　愛子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８４号
大阪府吹田市青葉丘北９番１―305号、開始決定時大阪府吹田市青葉丘南12番27―706号
破産者　井上　喜之
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７０号
大阪市平野区長吉出戸２丁目25番23―105号、事業所所在地大阪市平野区加美南１丁目４番22号
破産者　大東発条製作所こと　大塚　真三
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７４号
京都市伏見区向島本丸町76番地８クレセント・ヴィラ１階１Ｂ号室、開始決定時大阪市西区本田４丁目２番10―305号
破産者　八木原　正
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４９号
大阪市西区南堀江２丁目３番７―302号、前住所大阪市中央区東心斎橋１丁目７番９号301
破産者　宮尾　達也
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７４号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番１―809号
破産者　木谷　　浩
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２１号
大阪府箕面市西宿３丁目12番１号
破産者　中嶋　之惠
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９号
堺市中区深阪１丁13番83―301号、前住所大阪府和泉市箕形町１丁目６番14―302号
破産者　谷川　博一
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６９号
神戸市西区学園東町７丁目21番地の15
破産者　切通　篤志
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０号
神戸市北区惣山町４丁目１番地の２
破産者　長谷川幸三
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２号
神戸市灘区水道筋６丁目２番８号　フラット王子公園303号、従前の住所神戸市灘区鶴甲３丁目13番28―306号
破産者　花岡　　仁
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部